

「入札及び契約にかかる留意点」

本一般競争入札及び契約について代表的な留意事項を列挙しますので、別添「令和8年度第2回 一般競争入札による市有地売却のご案内」と併せて、必ず事前に確認し、内容をご理解の上、入札していただきますようお願いいたします。（※項目によっては、重複して記載しているものがありますが、ご了承ください。）

（現地の立入り）

市有財産の一般競争入札に参加される方は、現地を確認してください。入札までの間、当物件は、随時立入り可能です。ただし、現地及びその往来時において発生した事故等につきまして、ひたちなか市は一切責任を負いませんので予めご了承ください。

（物件の引渡し）

契約後の物件引渡しについては、「現況有姿」で行います。現況有姿とは「物件の現在における状況の姿のまま」という意味であり、それを承知の上、入札に参加してください。また、契約後、現地（実測面積・形状）と公告数量等との相違や隠れた瑕疵が発見された場合でも、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合を除き原則としてひたちなか市は責任を負いません。

（入札保証金）

入札参加者は、納付期限までに、入札保証金として、最低売却価格の100分の5（円未満切上）に相当する金額を、市が発行する納付書兼領収書により納付しなければなりません。

（1）入札保証金を納付した落札者以外の入札参加者に対しては、入札執行後に還付します。

還付には入札終了後1ヶ月程度かかります。予めご了承ください。なお、保証金の還付には利息を付しません。

（入札書の記載方法）

入札書には入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入の上、押印するものとし、金額の記入は「算用数字」で記入してください。また、入札保証金の欄には、納付済の金額を記入してください。

（入札書の提出方法）

入札者は入札書を長形3号の封筒に入れ、封をし、入札者の住所、氏名及び物件番号を封筒に表記して提出してください。また、併せて入札保証金の領収書のコピーも提出してください。郵送により提出する場合は郵送用の角形2号の封筒に入札書提出用封筒と入札保証金の領収書のコピーを入れて郵送してください。

（1）入札書を郵送する場合は必ず一般書留又は簡易書留により郵送してください。

（2）提出した入札書は、その理由にかかわらず書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

（3）入札参加予定者が入札参加を辞退する場合で、開札前のときは辞退する旨を資産経営課財産活用

係へご連絡ください。

（入札書封筒記載例）※郵送する場合

封筒は郵送用封筒の中に入札書提出用封筒を入れる二重封筒としてください。

郵送用封筒の中に入札書提出用封筒と共に、入札保証金を納付した領収書のコピーを入れてください。

○郵送用封筒（角形２号）

（表）

〒312-8501

ひたちなか市東石川２丁目１０番１号

ひたちなか市役所 資産経営課
財産活用係 あて

入札書在中

（裏）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

○入札書提出用封筒（長形３号）

（表）

入札書在中

（件名）令和８年度第２回市有地売払一般競争入札

（開札日）令和８年１２月４日

（物件番号）〇〇〇〇

（裏）

印

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

入札書提出用封筒の中に、入札書を入れ、フラップ部に封印をしてください。

封印は印鑑登録したものを押印してください。

(入札の無効)

以下に該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者又は委任状を提出しない代理人の入札
- (2) 指定の日時までに入札書が到達しない場合
- (3) 入札期日の前日までに入札保証金を納付しない場合
- (4) 所定の入札書以外での入札
- (5) 入札価格その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合
- (6) 一件の入札について入札書を 2 通以上提出した場合
- (7) 他の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした場合
- (8) 入札に当たり不正行為があった者の入札
- (9) 前各号のほか、入札条件に違反した場合

また、入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反する行為を行ってはなりません。入札に際して談合等の不正行為があった場合は、入札を無効とし、契約締結後にあっては、契約を解除する場合があります。

(開札および落札者の決定)

開札の結果、最低売却価格以上かつ最高額で入札した方を、落札者と決定します。

なお、落札となるべき同額の入札者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじ引きは開札後すぐ行うため、当該の入札者が開札の参観をしていない場合は、入札事務に関係のない職員がくじをひき、落札者を決定します。

(情報開示)

入札結果については、ひたちなか市情報公開条例(平成 12 年条例第 1 号)の「開示対象」となります。

(契約保証金)

落札者は、売買契約の締結までに契約保証金(契約金額の 100 分の 10、納付済みの入札保証金は契約保証金に充当)を市が発行する納付書兼領収書により納付しなければなりません。

(入札に対する異議申し立て)

入札者は、入札後、当書並びに「令和 8 年度第 2 回 一般競争入札による市有地売り払いのご案内」、「現地」等について知らないことや不明なことなどを理由として異議を申し立てることはできません。